

倉敷市教育委員会「令和6年度 学校ICT支援員委託事業」プロポーザル実施要領

1 事業の目的

国が推進するGIGAスクール構想の実現において、児童生徒1人1台の学習者用情報端末整備が推進されている。また、新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記され、今後は、学習活動において、ICTが積極的に活用されていく。

本事業は、小・中・特別支援学校にICT支援技術を有した人員を派遣し、教員が授業においてGIGAスクール構想によるICT機器等を活用した日常的な授業での活用をする際の支援を行うとともに、教員のICT活用指導力と情報セキュリティ意識の向上を支援することを目的に、「学校ICT支援員」を学校へ派遣する業務の委託を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市教育委員会「令和6年度 学校ICT支援員委託事業」
- (2) 履行場所 小学校60校、中学校26校、特別支援学校1校（合計87校 約1500学級 別紙1参照）
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙2「令和6年度 学校ICT支援員委託事業 仕様書」のとおり

3 提案上限額 28,115,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和6年3月18日（月）
質問の受付	令和6年3月26日（火）12時まで
質問の回答	令和6年3月28日（木）
参加申込の受付	令和6年4月4日（木）17時まで
参加資格の審査・通知	令和6年4月5日（金）
提案書の受付	令和6年4月12日（金）17時まで
審査（プレゼン）・優先交渉権者の選定 選考結果通知	令和6年4月下旬（予定）
契約手続き	令和6年5月上旬（予定）

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (4) 参加申請時に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国及び地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を令和3年度以降において、元請として受注した実績を有する者であること
- (6) 倉敷市域を統括する本社、支店、営業所または運用拠点の所在地が倉敷市内及び周辺市町村にあること
- (7) 本市の情報資産を取り扱うため、「ISO/IEC27001」「ISO/IEC27017」を取得していること
申請時にその停止および取り消し処分等を受けていないこと
また、倉敷市教育委員会から開示される機密情報について機密保持の制約ができること
- (8) 学校ICT支援員の問い合わせ対応の業務統括責任者を1名以上配置すること
その業務統括責任者の要件として、受託業者の正社員であり、以下に示す資格のいずれかを有すること
 - 教育情報化コーディネータ(ITCE)3級以上
 - ICT支援員能力認定(A領域、B領域ともに合格)資格
- (9) 委託業務の履行状況や課題共有事項について、月1回以上、教育委員会に報告を行えること
- (10) 参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること

- (1) 参加申込
 - ア 受付期間 令和6年4月4日（木）17時まで（時間厳守）
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）
 - ウ 提出書類
 - ① 様式1 参加資格確認申請書（兼参加資格確認調書）
 - ② 納税証明書一式（国税、県税、倉敷市税）
 - 国税：所轄税務署で発行されるもの
 - 都道府県税：所轄県民局で発行されるもの
 - 市町村税：所轄市役所等で発行されるもの
 - ③ 様式2 業務実績記載書（※第6項第5号に定める実績を必ず記載すること）

- ④ 様式3 提案事業者会社概要及び倉敷市内及び周辺市町村の支店・営業所の概要
※会社パンフレット等を添付すること
- ⑤ 「ISO/IEC27001」「ISO/IEC27017」を取得していることを証明できるもの
認定番号、事業者名、有効期間の記載があること、原本の写し等
- ⑥ 様式4 機密保持誓約書
倉敷市教育委員会より開示される機密情報の保持を遵守する旨の誓約書
- ⑦ 教育情報化コーディネータ(ITCE)3級以上、ICT支援員能力認定(A領域、B領域ともに合格)資格を有する者1名以上を正社員として雇用していることを証明できるもの
- ⑧ 様式5 履行状況等報告誓約書
月1回以上、倉敷市教育委員会へ報告を行う旨の誓約書

エ 提出部数

正本1部

オ 提出方法

持参又は郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること

なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に提出するものとし、郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間内必着（配達証明付きで送付）とする。

カ 参加申込の結果通知

令和6年4月5日（金）までに参加の可否を、提出書類に記載された担当者のアドレスへメールで「参加資格審査結果通知書」を送付する。

8 質問回答

(1) 質問方法

様式6 質問書により、電子メールで「13 応募・問合せ先」に提出すること

電子メール送付時の件名は「日付・質問【学校ICT支援員委託事業】」とすること

(2) 質問締切日時

令和6年3月26日（火）12時まで

(3) 質問回答日時

令和6年3月28日（木）17時まで、ホームページに回答を公開する

(4) その他

ア 電話等による口頭での問い合わせには対応しない。

イ 参加に関する質問は、必要に応じて質問者、またはホームページ上で回答する。

ウ 質問内容等に不明な点がある場合は説明を求める場合がある。

エ 質問の内容等によってプロポーザル方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

オ 提出期限までに到着しなかった質問についてはいかなる理由であっても回答しない。

9 提案書の提出

- (1) 受付期間 令和6年4月12日（金） 17時まで（時間厳守）

- (2) 受付時間 9時から17時まで（土曜日・日曜日を除く）
- (3) 提出書類
 - ア 提案書

下記の必要要件の内容を記載し、具体的な提案内容がわかる資料を作成すること
 また、提案書は提出者の技術的能力等を評価する必要な資料となるため、下記に記述のない部分は、関連する項目内に提出者自らの経験、調査等をもとに作成し、提案内容の充実に努めること

【提案書作成時の必要要件】

1	作成について	様式7を表紙とする。提案書は任意様式とし、A4サイズで作成すること。ページの上限は設けないが、常識の範囲内とすること。提案書の記載順序は次のとおりとし、順番を並び替えることは認めない。
2	記載事項 (提案内容)	ア 基本方針 (1) ICT支援員業務の基本的な方針・考え方 ※ 仕様書をすべて満たしていることが分かるようにする ※ 独自の提案の特徴やアピールポイントがあればその概要 (2) 同業務の導入実績を踏まえ、課題と対応状況 イ 学校ICT支援員派遣業務 (1) ICT支援員の採用要件、採用予定人数 (2) 業務体制図（業務責任者各セクション責任者）、業務連携フローがわかるもの (3) ICT支援員業務（支援の内容および訪問予定回数等） (4) ICT支援員の研修体制や研修内容・計画 (5) ICT支援員業務管理体制 （勤務管理、評価指導体制、連絡・相談体制、労務管理、欠員・災害時の対応等）

イ 見積書（様式8）

提案書の後に付けること

また、見積価格に係る積算内訳について、任意様式で添付すること

(4) 提出部数

- ア 正本（法人名を記載したもの） 1部
- イ 副本（正本の写し。法人名称やロゴの記載がないもの） 8部
- ウ 電子媒体（CDまたはDVD等） 1枚

提案書一式の内容をPDF形式で保存した電子媒体を作成し、提出すること

(5) 提出方法

持参又は郵送により、「13応募・問合せ先」に提出すること

なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間内必着（配達証明付きで送付）とする。

10 審査について

（１）審査委員会

業者選定にあたっての公平性、透明性及び客観性を確保するために、「学校ICT支援員委託事業」審査委員会を設置する。審査会委員は、庁内の関係部課の担当者５名以上とする。

（２）審査の方法

審査委員会によって、プロポーザルに参加した事業者の提出書類及び見積書とプレゼンテーション内容を、評価基準に基づいて審査する。採点合計の最も高い提案者を契約優先交渉事業者とする。

ア 提案順番及び参加者

提案順番は、参加資格確認申請書の受付順番を採用する。プレゼンテーションは、責任者の参加を必須とする。

イ 説明時間及び準備物

説明時間は２０分以内とする。その後、質疑を１０分以内とする。プレゼンテーションの内容については、「提案書」をもとに行うこと。

機材などプレゼンテーションにて使用する備品等（パソコン等）は提案者で準備すること。資料表示に必要な設備（プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル）は倉敷市教育委員会で準備する。

プレゼンテーションの準備は、開始前の１５分以内に行うこと。終了後は、１０分以内に撤収すること。

ウ 留意事項

提案書を基本としてのプレゼンテーションを行うこと。審査時の追加資料は認めない。

（３） 評価基準

次の審査評価表を元に評価する。

	評価項目	評価の視点	配点	加点倍率
1	基本方針	提案の基本的な方針や考え方は妥当か。	10	
2		これまでの導入実績を踏まえ、課題への対応を行っているか。また、対応内容は効果的か。	10	
3	ICT支援員派遣業務	学校ICT支援員の採用の考え方、採用人数は妥当か。	10	有
4		学校ICT支援員の管理、指示や支援、スケジュール調整フロー等の体制について、よく考えられているか。	10	有
5		学校ICT支援員の業務内容は、GIGAスクール構想に沿い、小中支援学校に適した内容として、よく考えられているか。	10	有
6		学校への派遣予定回数や時間についての考え方および提案内容は妥当か。	10	有
7		学校ICT支援員に対する研修体制や研修内容は、提案する業務内容に沿ったものとして、よく考えられているか。	10	有
8		学校・教育委員会への連絡・連携体制について、よく考えられているか。	10	有
9	現実性	提案内容は現実的で、一貫性があるか。	10	
10	費用	上記項目を踏まえ、妥当な金額か。	10	
			100	200

（４） 選考方法

- ア 評価基準に基づき、提案書およびプレゼンテーションの審査により行う。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
- エ 評価点が全体の８０％未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- オ 参加者が１者であっても、評価点が全体の８０％以上であれば随意契約の交渉を行う。
- カ 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ①参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - ②提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ③提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ④審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - ⑤見積書の金額が提案上限額を超えている者

（５） 選考結果の通知日及び通知方法

通知日 令和６年４月下旬を予定

選考結果については文書で通知するとともに、ホームページに掲載する。

11 契約に関する事項

（１） 契約の締結

優先交渉権者と教育委員会の間で、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で協議が整った場合、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

（２） 契約保証金

倉敷市財務規則第 173 条により契約金額の 100 分の 10 以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第 175 条に該当する場合は、契約保証金を減免する。

（３） その他

ア 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

イ 優先交渉権者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式 9）を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。

ウ 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、これを適切に取り扱うものとする。

エ その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

12 その他

（１） 次に掲げる事項に該当する場合失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した場合

イ 見積書の金額が提案上限額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと教育委員会が認める場合

エ その他優先交渉権者として選定するにふさわしくないと教育委員会が認める場合

（２） このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。

（３） 参加資格確認申請書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出する。

（４） 提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。

（５） 提出された提案書等は返却しない。

（６） 提出された提案書等は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。

（７） 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（８） 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、教育委員会から指示があった場合は除く。

（９） 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とするとともに、プロポー

プロポーザル実施要領（倉敷市教育委員会）

ザル参加資格停止の措置を行うことがある。

(10) 選考結果に対する異議等は一切受け付けない。

13 応募・問合せ先

本事業の問合せ先、提出書類の提出先は次のとおりとする。

〒712-8046

岡山県倉敷市福田町古新田940

倉敷市教育委員会 教育 ICT 推進課 担当 濱崎、鷺田

電 話 086-454-0080

FAX 086-454-0307

E-Mail keic@kurashiki-oky.ed.jp